

～保険代理店に求められるRMの知識～

8

リスクマネジメント実践講座

ARICEホールディングスグループ

http://www.arice-aip.co.jp 株式会社A.I.P 代表取締役 松本 一成

◆株式会社A.I.P

平成20年7月に営業を開始し、リスクマネジメントを基本とした法人マーケット開拓と支店制度に基づいた仲間作りを推進して業務を拡大している。現在は全国に18支店、法人営業部、5オフィスを持ち、損害保険約22億、生命保険約23億の取扱いを行っている。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育・研修事業等も視野に入れた総合的な組織としてARICEホールディングス株式会社を設立、理念を共有できる代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

第8回 リスク運用管理のための枠組みの設計(4.3) - ③

今回は「4.3リスクの運用管理のための枠組みの設計」の「4.3.5 資源」「4.3.6 内部のコミュニケーション及び報告の仕組みの確定」「4.3.7外部とのコミュニケーション及び報告の仕組みの確定」について保険代理店の視点から記載したいと思います。

資源 (4.3.5)

組織がリスクマネジメントを実践し、効果を上げるために、リスクマネジメント計画を作成し、それを実行するために必要となる経営資源（人材、時間、予算等）を適切に配分することが求められます。しかし、中小企業においてはリスクマネジメントに必要な資源を確保することが非常に難しく、特に人員面においては保険代理店の積極的な関与と貢献が求められるでしょう。（図1参照）

①人材、技能、経験及び力量

⇒リスクマネジメントを実践する上で必要となる人員を確保すると共に、責任者や重要な役割を担う職務には然るべき力量を持った人員を選定することが重要です。企業の存続を左右する保険等の財務を担当する人員も同様ですが、中小企業においてはリスクマネジメントや保険の専門知識を有した人員を確保することが難しいため、その役割を保険代理店が社外のリスクマネジャーとしてしっかりと担っていくことが求められます。

④文書化されたプロセス及び手順

⇒社内規程として、リスク管理マニュアルや手順書が整備されていることが望ましく、保険に関する意思決定の手順やプロセスも決めておくことが重要です。どのような情報に基づいて保険の必要性の有無を判断し、どのような場合にどのようなリスクに保険を掛けるのか？最終的な意思決定は誰が行うのか等を定めておくことも必要であり、今後は幅広いリスク情報を有する保険代理店がルールやマニュアルを作成し、そのプロセスや手順を推進する役割を担っていくべきでしょう。

⑥教育訓練プログラム

⇒計画通りにリスクマネジメントを実践するには、そのプロセスや手順を責任者が理解し、一人ひとりの人員が責任を果たすための知識や能力を備える必要があります。これから保険代理店は単に保険を売るだけではなく、リスクコントロールや財務強化を支援することで保険への依存度を下げ、保険の効率化と最適化を図ることが必要です。その一環として、リスクマネジメントに関する教育訓練サービスはリスクに一番精通した専門家である保険代理店に強く求められるでしょう。

図1：資源 (4.3.5)

組織は、リスクマネジメントに適切な資源を配分することが望ましい

- ①人材、技能、経験及び力量
- ②リスクマネジメントプロセスの各ステップに必要な資源
- ③リスクの運用管理のために使用される、組織のマネジメントプロセス、方法及び手段
- ④文書化されたプロセス及び手順
- ⑤情報及び知識のマネジメントシステム
- ⑥教育訓練プログラム

■内部のコミュニケーション及び報告の仕組みの確定(4.3.6)

組織は、適切なリスク管理を継続的に行うために、求められるアカウンタビリティ（責任）やリスク情報を社内で共有すると共に、リスクマネジメントに関する指揮命令が組織内の隅々まで伝達され、現場における実施状況が必要な部署に必要なタイミングで集約される仕組みを作ることが必要です。（図2参照）

②枠組み、その有効性及び成果に関する適切な内部報告がある

⇒リスクマネジメントに完成は無く、絶えずP.D.C.Aを回して継続的に改善していくことが求められます。保険についても同様であり、本当にこの保険は有効であったのかの検証をしっかりと行うことが必要です。作業的に継続手続きを行うのではなく、本当に必要な保険なのか？もっと優先順位の高いリスクは無いのか？他のリスク対策は無いのか？を突き詰めなければ保険の適切性を確保することは難しいでしょう。

④内部ステークホルダとの協議のためのプロセスがある。

⇒リスクマネジメントに100%の正解は無く、決断する取り組みであり、社内で然るべき協議を通して意思決定することが非常に重要です。保険についても現場のリスク状況によって保険の必要性が判断されるため、社内メンバーとの然るべき協議を通じた最適な保険設計を導くことが必要です。また、保険の情報を必要に応じて社内で共有することも大切であり、保険の有無や保険料、付保内容等を社内メンバーが認識することが適切なリスクコントロール活動を推進します。

図2：内部のコミュニケーション及び報告の仕組みの確定 (4.3.6)

組織は、リスクに対するアカウンタビリティ及びリスクの所有を支援及び奨励するために、内部のコミュニケーション及び報告の仕組みを確定することが望ましい。この仕組みでは、次の事項を確実にすることが望ましい。

- ①リスクマネジメントの枠組みの主要な構成要素、及びその後に行うあらゆる修正が適切に伝達される。
- ②枠組み、その有効性及び成果に関する適切な内部報告がある
- ③リスクマネジメントの適用から導き出される関連情報が、適切な階層及び時期に利用可能である。
- ④内部ステークホルダとの協議のためのプロセスがある。

■外部とのコミュニケーション及び報告の仕組みの確定(4.3.7)

組織は外部のステークホルダと積極的にコミュニケーションを図ることによってステークホルダからの期待値を把握し、適切にリスク情報を提供する必要があります。また、法的に要求される報告や緊急時に必要なコミュニケーションについてもそれらが適切に行われるこことを確保するための計画や仕組み作りをしていく必要があるでしょう。（図3参照）

①適切な外部ステークホルダを参画させ、情報を効果的に交換することを確実にする。

⇒株主や取引先、消費者等のステークホルダとの適切なコミュニケーションからリスクやその優先順位を判断していくことが求められます。保険の設計についても、どのステークホルダへのどのような影響を優先的に考えて保険を付保するのかを検討する必要があるでしょう。

⑤危機又は不測の事象発生時にステークホルダとコミュニケーションを図る。

⇒有事の際には影響を与えるステークホルダに適切にリスク情報を伝えることが求められます。しかし、保険の付保がない場合等はその根拠を問われる可能性があり、然るべき情報に基づかない判断の場合は注意義務違反を問われる可能性があります。これから保険代理店は有事の際に経営者がしっかりと保険加入の根拠が示せるように、判断基準となる情報の提供や判断基準の設定、意思決定プロセス等を構築することも求められるでしょう。

参考文献：ISO31000：2009リスクマネジメント 解説と適用ガイド 日本規格協会

図3：外部とのコミュニケーション及び報告の仕組みの確定 (4.3.7)

組織は、外部ステークホルダとどのようにコミュニケーションを図るかに関する計画を策定し、実践することが望ましい。これらには、次の事項を含むことが望ましい。

- ①適切な外部ステークホルダを参画させ、情報を効果的に交換することを確実にする。
- ②法律、規制及び統治の要求事項を順守した外部報告をする。
- ③コミュニケーション及び協議に関するフィードバック及び報告を提供する。
- ④組織に対する信頼を醸成するためにコミュニケーションを活用する。
- ⑤危機又は不測の事象発生時にステークホルダとコミュニケーションを図る。

引用：対訳 ISO31000：2009リスクマネジメントの国際規格 日本規格協会編

税金の納め過ぎの救済措置「更生の請求」

確定申告後、間違いに気づいたら

知ってトクする -808-

税務情報



平成26年分の所得税と贈与税の確定申告は、3月16日が申告期限です。例えば申告書を提出した後で記載内容などに誤りが分かった場合、申告期限内であれば正しい確定申告書を訂正申告ということで提出すればOKです。確定申告書が同じ人から複数提出された場合は、原則として、日付が最後の申告書が効力をもつのです。では、申告期限後に訂正したい場合や申告書を提出するのを忘れていた場合などは、どうすればいいのでしょうか。今回はこれについて紹介します。

▼更生の請求

まず、期限後の訂正で、誤りにより納める税金が多かった場合や、還付される税金が少なかった場合は「更正の請求」という手続きを行って税金が還付されます。

更正の請求をする場合は、更正の請求書に必要事項を記入して所轄の税務署長に提出します。

更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です（平成23年12月2日より前に申告期限が到来する所得税についての請求期限は1年）。

更正の請求があった場合、税務署で調査が行われ、減額更正するか、あるいは、更正すべき理由がない旨を請求者に通知します。つまり、更正の請求が行われたからといって、必ずしも減額更正が認められるわけではありません。なお、更正の理由がないとする処分があった場合に、そ

の処分内容に不服があれば、国税不服審判所への審査請求等を行うことが可能です。

▼修正申告

一方、申告した納税額が少ないと還付してもらう税金が多過ぎた場合などは、「修正申告」を行い、足りない税金を納めることとなります。

修正申告をする場合は、修正申告書に必要事項を記入して所轄の税務署長に提出します。

修正申告によって新たに納付する税額には延滞税（納期限の翌日から2か月を経過する日までの期間が原則年7.3%、それ以降は原則年14.6%）。ただし、平成27年中は納期限の翌日から2か月を経過する日までの期間が年2.8%、それ以降の期間は年9.1%）が加算されます。

また、税務署の調査を受けてから修正申告をした場合は、新たに納めることになった税額のほかに、新たに納めることになった税金の10%（新たに納める税金が当初の申告納税額と50万円とのいずれか多い金額を超えている場合その超えている部分については15%）相当額の過少申告加算税が課せられます。

▼期限後申告

期限内に確定申告を忘れた場合は、期限後申告として取り扱われ、申告等によって納める税金のほかに無申告加算税が課されます。

無申告加算税は、原則として納付すべき税額に対して、50万円までは15%、50万円を超える部分は20%の割合を乗じて計算した金額となります。ただし、税務署の調査を受ける前に自主的に期限後申告をした場合には、5%に軽減されます。

▼郵送する場合

郵送する場合は、税務上の申告書や申請書、届出書は「信書」に当たることから、郵便物（第一種郵便物）または信書便物として税務署に送付する必要があります。提出日は、それらの消印（通信日付印）により表示された日となります。郵便・信書便以外の場合には、税務署に到達した日が提出日となります。ですので、提出期限ギリギリの3月16日に郵送するなら、必ず郵便または信書便で、また、ポスト投函は翌日扱いになる可能性があるので、できるだけ郵便局（※）の窓口から送付するようにします。

なお、e-Taxの場合は3月16日の24時を過ぎて受信されたデータは、期限後の提出となります。

*消印は集配局で押されるため、無集配局の窓口時間終了間際に差し出された郵便物は翌日の通信日付印になる可能性があります。実際、翌日の消印になり、期限後申告とされ、裁判にまで至ったケースもあります。判決では原告である納税者の主張が認められましたが、余計な手間や費用がかからないよう、余裕をもって申告したいものです。